

憲法違反は認められない

法案をよく見てみると、日本が攻撃されていないにもかかわらず、自衛隊を、地球上いつでも、どこへでも、アメリカなどの他国の戦争に派遣することができるしくみになっています。

これは、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めた日本国憲法第9条に明確に違反します。つまり、安倍政権は、憲法を変えないままに、憲法違反の法律を強引に作り上げ、憲法第9条を空文化させる立法改憲を行おうとしているのです。

また、日本国憲法は、立憲主義にもとづいて、権力者の横暴を許さないために、憲法で権力を縛っていますが、安倍政権は、その縛りを強引に断ち切り、憲法そのものを無力化しようとするもので、法治国家では、決してやってはいけないことをやろうとしているのです。

みんなの力で戦争法案を廃案に

戦争法案の審議は参議院に移りましたが、安倍政権は、国会の会期を9月27日まで大幅に延長して、参議院での強行採決か、それがかなわない場合は、衆議院での3分2による再可決をねらっています。

国公労連は、戦争法案の衆議院での再可決を許さず、廃案にむけて、次の3点について全国の仲間と呼びかけています。

これら、一人ひとりの地道なとりくみの積み重ねが、国民的な運動の発展には欠かせません。憲法第99条で「憲法尊重・擁護の義務を負う」公務員労働者として、自信を持って主張していくことが大切です。

① 安倍政権の戦争する国づくりの危険なねらいを職場や家庭で学習しましょう。無関心を装っている組合員にも、思い切って声をかけてみましょう。特に若い組合員への呼びかけは大切です。そのため、国公労連は、シリーズでお届けしている、このパンフレット「憲法 VS. 戦争」と10分間DVDをご活用ください。

② 問題点を学んだら、一人でもできるとりくみとして、安倍政権の危険なねらいと今の事態を家族や友人・知人など多くの国民に伝えましょう。パンフレットや「戦争法案の廃案を求める国会請願署名」なども活用して、話題づくりに役立てることも大事です。また、インターネットの動画サイトでは「あかりちゃんとひげの隊長」の動画がわかりやすいと評判ですが、こうしたものが各方面から出されているのでそれを活用することも効果的です。

③ 戦争法案の廃案を求めて全国各地で展開される集会・宣伝行動などに積極的に結集して、世論を高めましょう。特に地元選出の国会議員に対して、有権者の民意に働きかけ、戦争法案に反対する世論を高めて、私たちの声を、国会議員の良識と良心に届けることが、今後の国会での審議に影響を与えることからとても大切です。



【あかりちゃん】
ヒゲの隊長に教えてあげてみた



【#本当に止める】
6分でわかる安保法制



【あかりちゃん】
ヒゲの隊長に
教えてあげてみた
(YouTube)



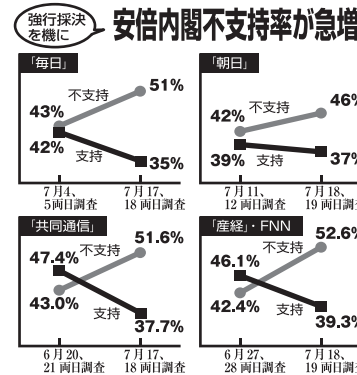
【#本当に止める】
6分でわかる安保法制
— bySEALDs —
(YouTube)

支持率軒並み低下、理解しようとならない安倍政権

報道機関の世論調査では、安倍政権の支持率が軒並み急落しています。安倍首相が戦争法案について「残念ながら国民の理解が進んでいる状態ではない」と認めながら、強行採決したことに国民の怒りが高まっているからです。

これはあたりまえで、憲法違反の法案をこり押しすることに、国民が理解できるはずがありません。また、自民党は、「衆議院での与党の質問時間が短かったから国民の理解が深まらなかった」として参議院では与党の質問時間を増やすとしていますが、これまでもいくらでも答弁の機会がありました。それでも、国民の理解が深まらないのは、法案自体に問題があるからです。

安倍政権が強行採決に踏み切らざるを得なかったのも、国会で審議すればするほど、憲法違反の本質があらわれ、国民の反対が広がることを懸念したからだとも、アメリカ議会での法案成立の約束を優先したからだとも、指摘されています。



戦時中の国家公務員 (その4)

行政の下に置かれた裁判所 ~ 戦争に反対する者を処罰

戦前、司法権は天皇に属し、裁判所は「天皇の裁判」を行うための機関(大日本帝国憲法 第57条)でした。したがって、行政(司法省)の下に裁判所が置かれ、「三権分立」ではなかったのです。

「天皇の裁判」では、治安維持法違反が典型的な例ですが、天皇制国家に反対する者や戦争に反対する者を犯罪者として処罰する役割も担いました。しかも、行政に関する事項は行政裁判所、軍事に関する事柄は軍に設置された軍法会議などの特別裁判所が扱うことになっており、裁判所に権限すらなかったのです。(大日本帝国憲法 第60条、第61条)



東京控訴院
(大審院との合同庁舎)

そんな戦前の裁判所では、職員は国家に対する無定量の忠誠を求められ、「天皇の官吏」(裁判官=高等官、書記=判任官)と「国家の使用人」(官吏にも入らない雇員や傭人)という厳しい身分制のもと、「飢えた馬に食を与えずして鞭打つに類す」と評される劣悪な労働条件のもとで働かされていました。

大日本帝国憲法

- 第 57 条 ① 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
- 第 60 条 特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第 61 条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

日本国憲法

- 第 76 条 ① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。